

御意見の概要	考え方
<b>1. 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)に対する御意見</b>	
概要書面及び閲覧書面の記載事項を大幅に拡充することには反対である。事業者にとって相当負担が大きいことに加え、消費者にとっても理解が進まないため、必要な情報だけに要点を絞って開示させるべきである。	事業者にとっての新たな様式作成に係る負担や、顧客や預託者の理解度への配慮は必要であるものの、開示強化による財務諸表の透明性・信頼性確保は、預託者利益の保護の観点から重要であると考えられます。
施行規則で定める概要書面の記載事項及び業務・財務帳簿の記載事項について、取引残高、預託商品の保有数等の財務情報を追加する改正を提案したことは適切であると考えられる。	御意見ありがとうございます。
今回の施行規則の一部改正で、財務内容の透明性確保のための財務情報の開示強化が図られたことは、一応評価できる。	御意見ありがとうございます。
<b>2. その他の御意見</b>	
<b>(1) 企業会計基準の利用に関する御意見</b>	
預託取引の特性を踏まえた公正妥当と認められる企業会計基準の利用の義務付けを行うべきである。	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成する義務につきましては、今回の内閣府令(案)において、施行規則条文に追加しております。なお、様式案の「(記載上の注意)」において、預託取引固有の科目等について詳細な記述をしておりますので御確認ください。
<b>(2) 政令改正に関する御意見</b>	
規制対象商品の追加なども速やかに行うべきである。	規制対象商品の追加については、昨年10月の意見募集において概要案を提示したところであり、現在、政令改正を検討中です。
<b>(3) 法改正に関する御意見</b>	
預託商法の被害対策をしようとするには、大賛成である。しかしながら、被害対策をするのであれば、政省令の改正という小手先の対応で済ませるのではなく、抜本的な改正を検討すべきである。	今回の意見募集につきましては、消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)において、預託法の政省令などで対応可能なものは速やかに対応する旨記載されたことを受けて実施したものです。
預託法を以下のように改正すべきである。 ・指定商品制を廃止 ・適用対象となる取引を「預託利益誘引販売取引」とする等 ・次の規制等を導入 広告規制／不招請勧誘禁止／毎年度の業務・財産状況報告書の契約者への交付義務／会計監査人監査を受ける義務／元本欠損のおそれに関する説明義務／不実告知・不告知による契約につき取消権の付与／断定的判断の提供禁止／分離保管義務／合理的根拠資料の提出要求権限／都道府県への規制権限の委任／主務庁による破産申立権限／最低資本金制度等／行為規制強化／監督官庁による規制権限強化	頂いた御意見は今回の内閣府令(案)に直接関係しませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
<b>(4) その他</b>	
安愚楽牧場の被害に甚大さに鑑み、主務官庁の監督体制の在り方に問題がなかったかどうかなどについて、速やかに徹底した検証を行い、今後の法執行態勢の在り方に生かすべきである。	
まともな預託商法が存在しないのではないか、実態調査すべきである。	今回の内閣府令(案)に対して頂いた御意見ではありませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。
個別の案件に係る御意見	